

○農林水産省告示第五百十一号

種苗法（平成十年法律第八十二号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第二項及び第十一條の二第一項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和四年二月一日

農林水産大臣 金子原一郎

1 (1) 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第28894号 令和4年2月10日	Oryza sativa L.	ゆめ夢さら	25	栃木県 栃木県宇都宮市塙田1丁目1 番地20号	平成30年2月23日

(2) 登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省輸出・国際局知的財産課に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。)

2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第28894号 令和4年2月10日	Oryza sativa L.	ゆめ夢さら	栃木県 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番地20号	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。